

第 2 2 回盛岡地方裁判所委員会議事概要

第 1 開催日時

平成 2 4 年 2 月 2 0 日 (月) 午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分

第 2 開催場所

盛岡地方裁判所大会議室 (5 階)

第 3 出席者

(委員)

一戸俊行，上野暁，小倉良一，小野寺宏，貝原信之，中島真一郎，中谷はるみ，長谷川誠，藤本幸二，前田則夫，吉江暢洋，吉田勝弘

(五十音順，敬称略)

(庶務)

北村地裁事務局長，高橋民事首席書記官，小野刑事首席書記官，浅井地裁事務局長次長，伊藤地裁総務課長，鎌田民事訟廷管理官，本田盛岡簡裁庶務課長，一郷地裁庶務係長

第 4 盛岡地方裁判所委員会議事

1 開会の言葉 (総務課長)

2 所長あいさつ

3 委員長選任

長谷川委員が委員長に選任された。

4 委員長あいさつ

5 協議テーマ「簡易裁判所の民事事件について」の意見交換等

(1) 基本説明等

意見交換に先立ち，次の説明がなされた。

ア 簡易裁判所の現状について

イ 簡易裁判所の役割について

ウ 簡易裁判所で取り扱っている主な民事事件の種別とその特徴について

エ 簡易裁判所の手続案内について

(2) 意見交換

協議テーマ等に関し、概ね、次のような意見交換がなされた。

以下 が委員， が説明者（委員）， が説明者（庶務）の発言

家庭裁判所で取り扱っている遺産分割手続について、少額訴訟のような簡易迅速な手続は用意されているのか。

家庭裁判所においても事案に合わせて適正迅速な解決が図られているが、少額訴訟に相当する手続は導入されていない。

少額訴訟は60万円以下の金銭支払請求の際に利用できるということだが、これまでで一番少なかった請求額はいくらか。

敷金返還請求事件などで10万円以下の請求があった。

少額訴訟の請求額の上限が60万円と定められている理由は何か。

どうして60万円なのかという説明は難しいが、比較的少ない金額とされている理由は、少額訴訟が1回の期日での解決を目的としている点にある。請求額が高額になれば、それだけ事案が複雑になるだけでなく、当事者の切実さも増し、もっと時間をかけて審理してほしいという要望も出てくることが予想される。そういったことを考慮して、60万円という金額になったものと思われる。

少ない金額の訴訟を弁護士に依頼した場合、依頼者は元を取れるのか。

弁護士がそういった依頼を受けた場合、私の想像では、元が取れないので自分でやった方がよいとアドバイスする人もいれば、元が取れないことのないように、更に少ない額の報酬をもらうことにしている人もいると思う。もっとも、簡易裁判所の役割の1つに、当事者本人でも利用できるというのがあると思うので、実際には簡易裁判所の手続で弁護士が代理人として関与している事件は少ないのではないか。

簡易裁判所の手続は当事者本人でも利用できるように分かりやすい手続になっているが、利用者によっては、やはり裁判ということで、弁護士や司法書士に依頼するケースも相当数ある。

簡易裁判所の手続に弁護士及び司法書士が関与するケースはどの程度か。

平成23年の盛岡簡易裁判所の訴訟事件では、弁護士が代理人として関与したケースが全体の約4割、司法書士が代理人として関与したケースが約2割、残りの約4割が代理人の関与のないケースである。

簡易裁判所の調停事件の成立割合はどれくらいか。

平成23年の盛岡簡易裁判所の一般調停事件では、成立したケースが約2割、不成立となったケースが約1割、調停に代わる決定がされたケースが約6割、残りの約1割が取下げ等で終了したケースである。このうち、調停に代わる決定とは、調停が成立する見込みがない場合に、調停の経緯に照らして相当と認めるときに行う決定のことであるが、実際の調停の場面では、当事者間に合意が整ったものの、当事者の一方が遠方のため調停期日に出席できない場合に利用されていることが多く、実質的には成立しているのと同じである。

調停事件における調停委員の影響力はどの程度あるのか。

調停事件では市民感覚を取り入れることが重要であり、調停委員の意見は相当程度取り入れられていると思われる。

当事者でも気付かない点に調停委員が気付くこともあるし、専門知識を有する調停委員の働き掛けによって合意に至ることもめずらしくない。

支払督促は、一方的に申立人の申立てどおりの内容で発付するのか。

支払督促手続は、相手側の言い分を聞かずに書面審査によって発付する手続であり、形式的に問題がなければ申立てどおりの内容で発付される。

事実関係に争いのないものまで全て訴訟事件として処理することになると、時間的にも費用的にもコストがかかりすぎるということで、支払督促

のような手続が用意されている。もちろん，相手側に言い分があれば異議の申立てをすることが可能であり，その場合には訴訟手続に移行することになっている。

訴状等の定型用紙にはどのようなものがあるのか。

簡易裁判所に備え置いている定型用紙は次のとおりである。これらの定型用紙は申立ての多い事案について作成したものである。

訴状：貸金，売買代金，給料，請負代金，敷金返還，建物明渡，損害賠償（交通事故による物損）

調停：貸金，売買代金，給料未払，賃料等，建物明渡，損害賠償（交通事故），債務弁済協定，特定調停

支払督促：貸金，売買代金，飲食代金，賃料，敷金返還，マンション管理費等，請負代金，工事代金，修理代金，賃金，解雇予告手当，損害賠償（交通事故による物損）等

定型用紙は必ず使用しなければならないのか。それとも，利用者の利便を図るために備え置いているものなのか。

定型用紙を使用せずに，利用者が自分で申立書を作成してもよい。

裁判所に来れば手続案内を利用することもできるかもしれないが，一般的に裁判所は敷居が高いと思われているのではないか。裁判所ではどういった方法で手続の周知をしているのか。

最高裁判所のホームページでリーフレットや定型用紙をダウンロードできるようになっている。また，県庁，市町村役場，警察署，県民生活センターなどにリーフレットを配布したり，憲法週間行事や法の日週間行事などで広報活動を行ったりしている。

ホームページについては，年配の方など，なかなか利用できない人もいると思う。私の勤務先でもADRに取り組んでいるが，毎月発行する広報誌への掲載や，組合員宅を訪問した際に直接説明するなどして周知に努め

ている。また、相談を受けた際には極めてソフトな対応をするように心掛けるなどの工夫もしている。裁判所の手続を必要としている人のうち、どれだけの割合の人が利用しているのかというのが気になるところであり、もっと周知方法を増やすように努力してほしい。

口頭による訴えの提起を活用することにより、簡易裁判所の訴訟手続が非常に利用しやすいものになると思うが、盛岡簡易裁判所ではどの程度の活用件数があるのか。

実際には活用されていない。来庁した相談者には、定型用紙を用いて丁寧に説明し、簡易に申立てができるようにしている。

せっかく便利な制度があるのだから、活用できるようにするべきであるし、それが利用者側の要望でもある。

第5 次回委員会について

平成24年9月に家庭裁判所委員会と合同開催することとした（テーマ未定）。

第6 閉会

以上